

第5期

匝瑳市高齢者福祉計画

介護保険事業計画

そうさスマイルシニアプラン

平成24年度～平成26年度

概要版



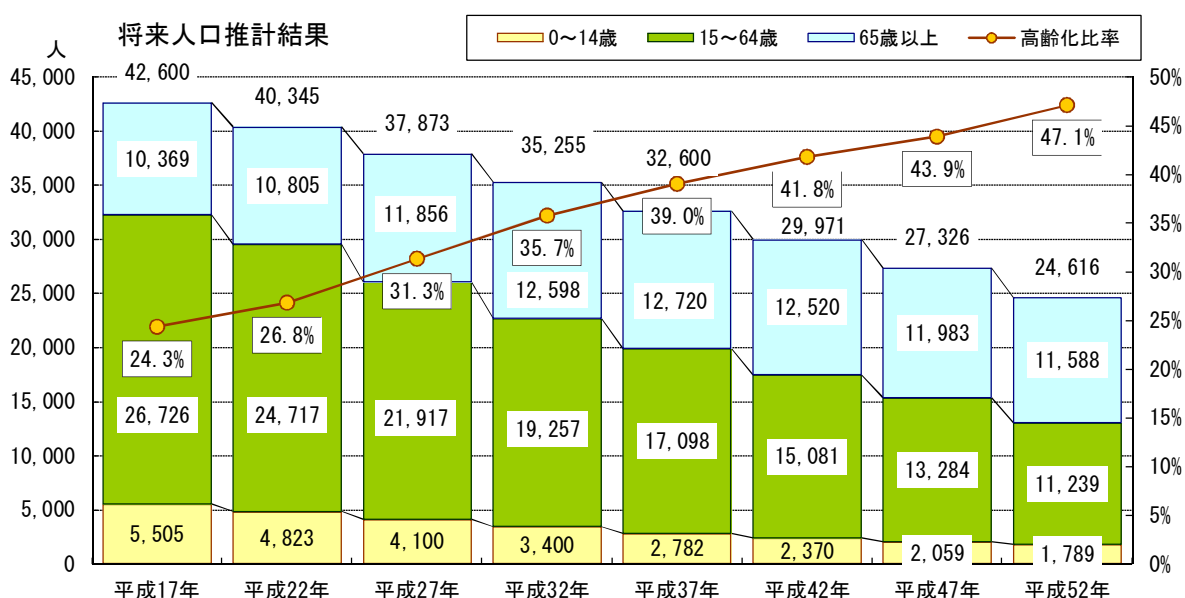
平成24年3月

匝 瑳 市

1. 計画策定の目的と背景

計画の目的

匝瑳市では、まちづくりの基本目標のひとつである「生きがいに満ち、笑顔あふれるまちをつくる」を目指して、高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきと暮らすことのできる社会を実現するために、高齢者の福祉施策や介護保険サービスの充実に取り組んできました。こうした取り組みの基本となってきた「第4期匝瑳市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」が平成23年度に期間終了を迎えるため、その見直しを行い、新たに「第5期匝瑳市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度～26年度）」を策定することとしました。



今後、いわゆる「団塊の世代」の方がすべて65歳以上を迎える平成27年には高齢化率はほぼ31.3%に達することが予想されます。さらに10年後の平成37年には、この世代が75歳以上の後期高齢者の年齢にさしかかり、要介護認定を受ける方の大幅な増加が見込まれます。

この計画は、これまでの目標をさらに発展させ、高齢期を迎えた市民がいつまでも住み慣れた地域で健康にいきいきと暮らし、社会の支援が必要になった時に適切なサービスが受けられる地域づくりを推進するために、高齢者施策と介護保険事業のサービスについて計画し、地域をあげて推進していくことを目的として作成しました。

日常生活圏域によるサービス提供

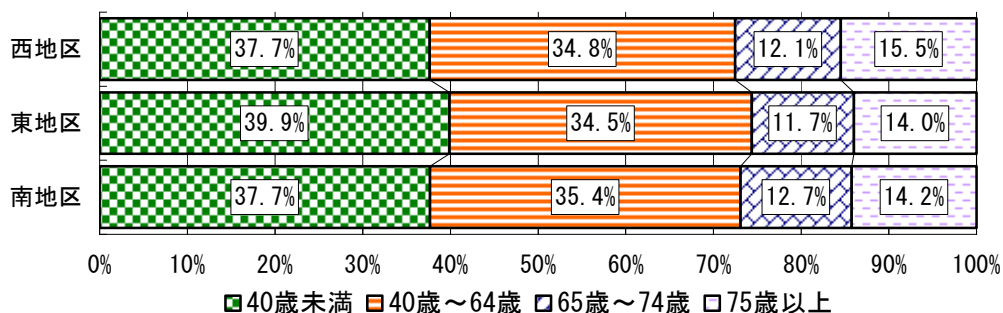
市は、平成18年度の介護保険法改正にあたって、住みなれた地域で介護サービス基盤を整備する単位として「日常生活圏域」を導入し、「西地区」「東地区」「南地区」の3つの日常生活圏域を設定しました。

第5期計画においても、この3圏域を基本にサービス基盤の整備を図っていきます。

日常生活圏域の設定

圏域名	中学校区	地区名
西地区	八日市場第二中学校	中央・豊栄、須賀、匝瑳、吉田、飯高
東地区	八日市場第一中学校	豊和、共興、平和、椿海
南地区	野栄中学校	野田・栄

日常生活圏域別人口構成比率



主要施設の所在地（平成23年12月現在）

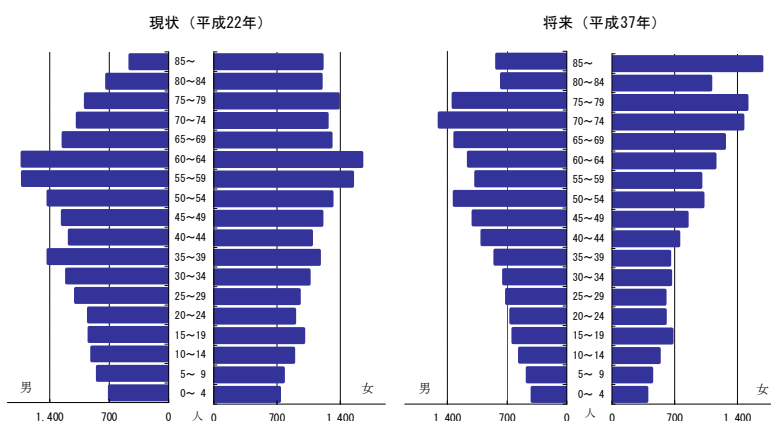
区分	施設・サービス区分	施設名称	住所
西地区	介護老人保健施設	介護老人保健施設そうさぬくもりの郷	中台305
		ミス・ヘンテ記念ケアセンター	飯倉20
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム松丘園	飯倉17-1
	養護老人ホーム	養護老人ホーム瑞穂園	八日市場ニ81-3
	小規模特別養護老人ホーム	小規模特別養護老人ホーム瑞穂園	八日市場ニ81-3
	グループホーム	グループホーム天鼓	飯倉台10-15
		グループホーム楠の杜	飯倉台4-12
	地域包括支援センター	匝瑳市地域包括支援センター	八日市場ハ793-2
在宅介護支援センター	九十九里在宅介護支援センター	飯倉17-1	
東地区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム太陽の家	春海6387
	介護療養型医療施設	守医院	椿1268
	在宅介護支援センター	在宅介護支援センター太陽の家	春海6387
南地区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム花園	野手1986-1
	ケアハウス	ケアハウス希望の里	栢田8645
	グループホーム	グループホームつくし	野手17146-2317
		グループホーム希望の里	栢田8645
	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護施設紙ふうせん	栢田1250
	在宅介護支援センター	在宅介護支援センター花園	野手1986-1

2. 高齢者数・被保険者数などの推移と将来推計

人口構造・高齢者人口及び高齢化率の推移と将来推計

匝瑳市の総人口は、第3期計画の最終年である平成20年の41,246人から平成23年の39,849人へ約1,400人の減少となる一方、65歳以上の高齢者は、10,630人から11,015人へ385人増加しました。下図に示すとおり、現状において5歳ごとの年齢別人口でもっとも多い60歳から64歳の年齢層は、10年後にはすべて70歳を超え、高齢者比率は、現状（平成22年）の26.8%から将来（平成37年）は39.0%へ、一気に12ポイント以上上昇すると推計されています。

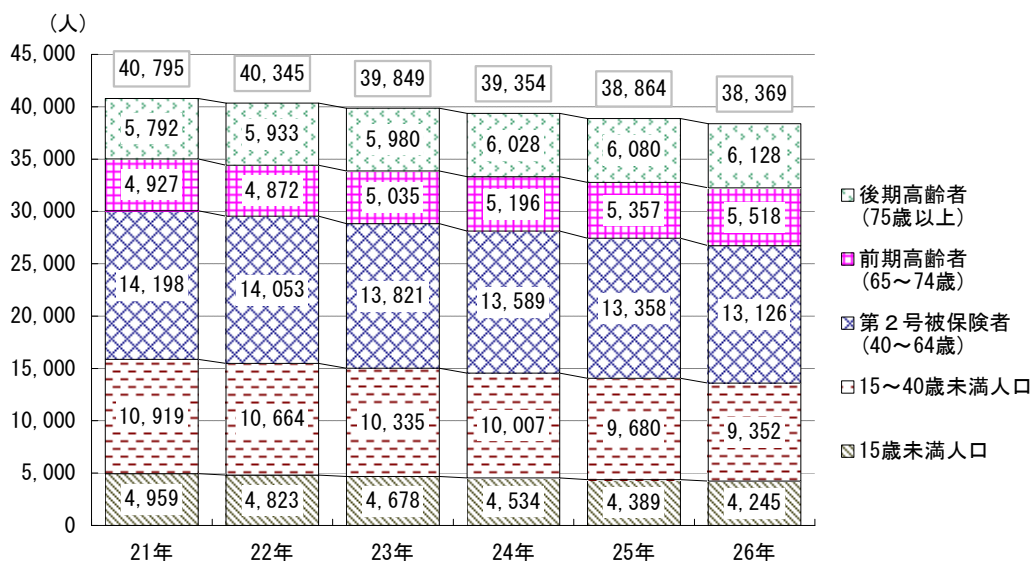
男女別年齢階層別人口の現状（平成22年）と将来（平成37年）推計結果



介護保険被保険者数の推移と将来推計

平成21年から平成26年までの各年齢層別人口および介護保険被保険者数の推移と将来推計結果は以下のとおりとなっています。

年齢層別人口（被保険者数）の推移と見込み



3. 高齢社会の将来像と施策体系

目指す高齢社会のイメージ（基本理念）

匝瑳市は、平成18年に旧八日市場市・旧野栄町の合併によって誕生し、以来、「生きがい満ち、笑顔があふれるまち」を目標に、高齢者福祉施策に取り組んできました。

第5期計画期間には、今までのペースをはるかに上回る高齢化が進行し、平成26年には市の高齢者比率が30%を超すことが予測されている中で、地域社会の力をひき出し、高齢期を楽しく健康に暮らす環境づくりの重要性が、より一層高まってきております。

匝瑳市においては、高齢者が自らの能力と活力を十分に発揮し、住み慣れた地域で個人の尊厳を尊重されながら自立した生活を送ることができる地域社会の構築を目指します。

また、介護予防や生活支援、医療など、さまざまな視点から切れ目なく一体的に高齢者を支援できるよう、地域包括ケア体制の整備に努めます。

こうした視点から、本計画の基本理念を次のようにします。

<基本理念>

地域で共に支えあい高齢者の笑顔があふれるまち

第5期計画の基本目標と施策の体系

「地域で共に支えあい高齢者の笑顔があふれるまち」を目指して取り組みを進めるため、この計画の基本目標を以下のとおりとします。

1. 高齢者の活躍の場と生きがいの創出	施策
<p>〔方向〕 高齢者が培った豊富な知識や経験、技能などを発揮する場の創出および自らの体力や志向に応じた生きがい活動・交流の場の充実を図ります。</p>	<p>(1) 社会参加の促進 (2) 生きがいづくりの推進</p>
2. 介護予防の推進と自立支援	施策
<p>〔方向〕 要介護状態への移行を未然に防ぐため、支援が必要な高齢者を的確に把握しながら、状態に応じた適切な介護予防マネジメントおよびサービス提供を実施します。</p>	<p>(1) 介護予防サービスの充実と参加促進 (2) 適切な介護予防ケアマネジメントの実施 (3) 切れ目ないサービス提供の推進</p>
3. 地域包括ケア体制の充実	施策
<p>〔方向〕 認知症の人や介護を必要とする人、また、その家族が安心して地域に暮らし続けることができるよう、関係機関との連携を図りながら、地域全体で支えるケア体制の構築を推進します。</p>	<p>(1) 地域包括ケア体制の推進 (2) 総合相談の周知・啓発 (3) 関係機関との連携強化 (4) 認知症対策の推進 (5) 一人暮らし高齢者の見守りネットワークの構築 (6) 介護家族に対する支援の充実</p>
4. 介護保険サービスの充実	施策
<p>〔方向〕 利用者のきめ細かなニーズに対応できるように、サービス提供体制の確保および質の向上を図り、安心してサービスが利用できる体制と仕組みづくりを推進します。</p>	<p>(1) 介護支援専門員へのサポートの充実 (2) サービス提供基盤の充実 (3) 介護人材の確保 (4) 低所得者対策の充実</p>
5. 高齢者の虐待防止と権利擁護	施策
<p>〔方向〕 高齢者虐待の実態の理解促進と関係機関との連携強化により、虐待防止および早期発見と適切な対応に努めます。また、成年後見制度に関する相談・情報提供の充実を図り、利用促進を図ります。</p>	<p>(1) 高齢者虐待の実態の理解促進 (2) 関係機関によるネットワークの構築 (3) 成年後見制度の周知と利用促進</p>

4. 高齢者福祉施策の推進

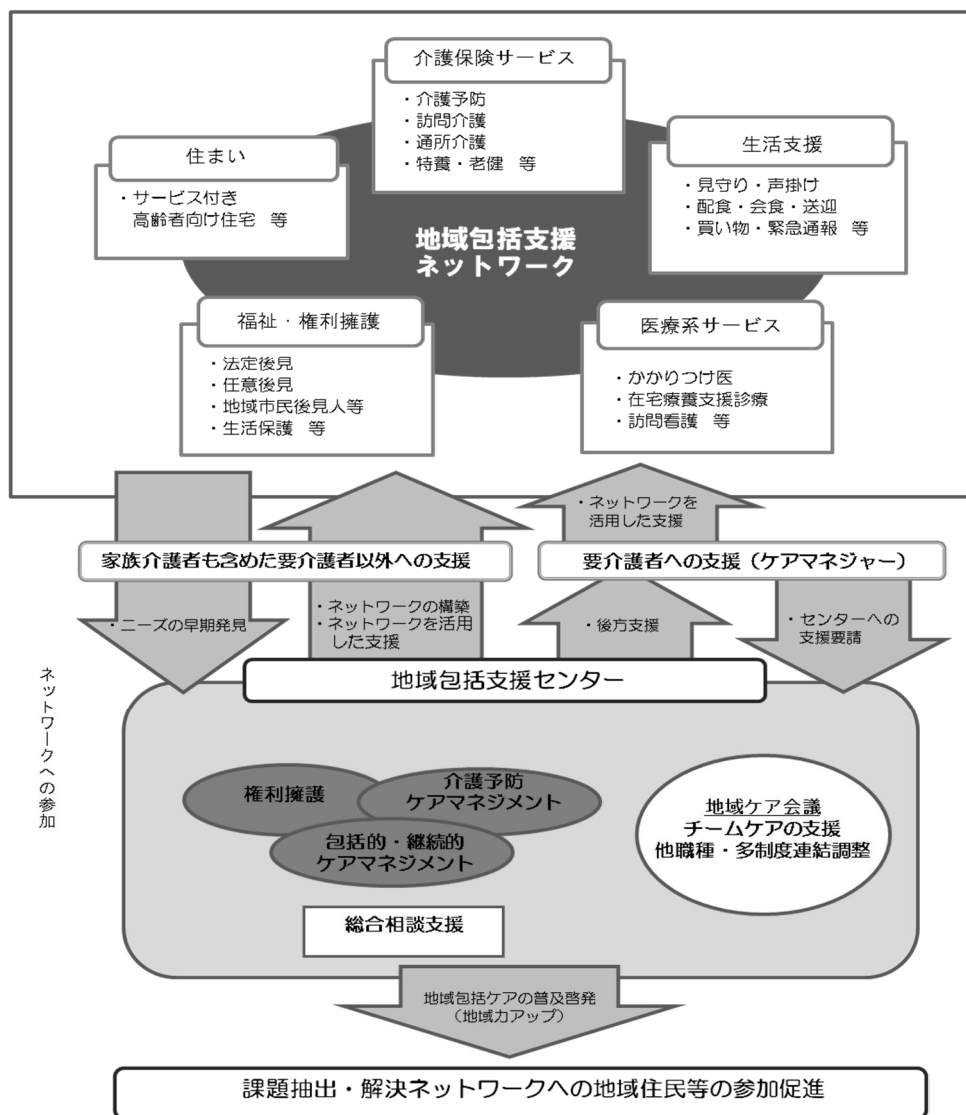
地域包括ケア体制の充実

高齢者や障害者がどのような心身の状態にあっても、できる限り地域で暮らし続けることを実現するためには、法律や制度に基づく公的なサービス提供と同時に、住民相互の助け合いなどが必要です。

そこで、年齢や心身の状態にかかわらず、市民の生活や介護を連続的に支援していくことを目指して、地域で包括的に支えあう福祉が求められます。

地域包括ケア体制の構築では、住民・行政・関係団体サービス事業者等が、それぞれの立場で役割を担い協働して取り組む連携体制を構築する必要があります。

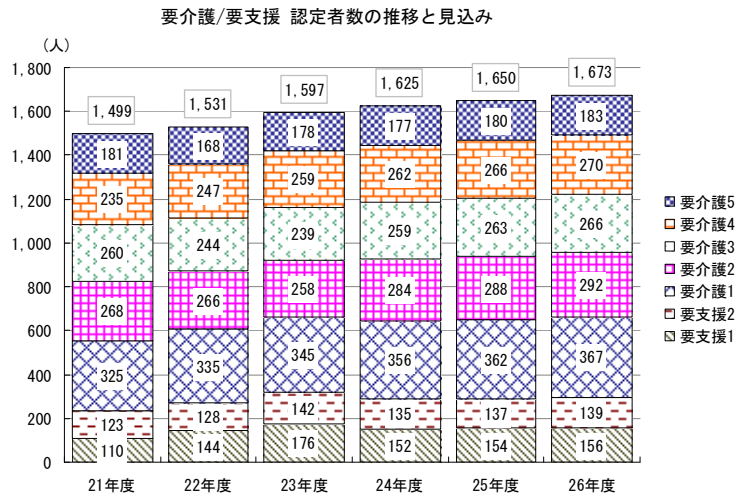
<地域包括ケア体制>



5. 介護保険事業の推進

認定者数の見込み

第5期計画期間中における要支援・要介護認定者数については、グラフのように見込みました。

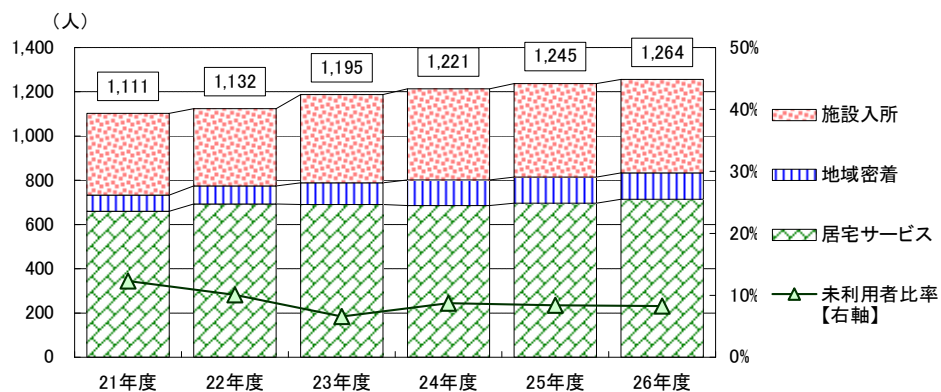


介護給付の見込み

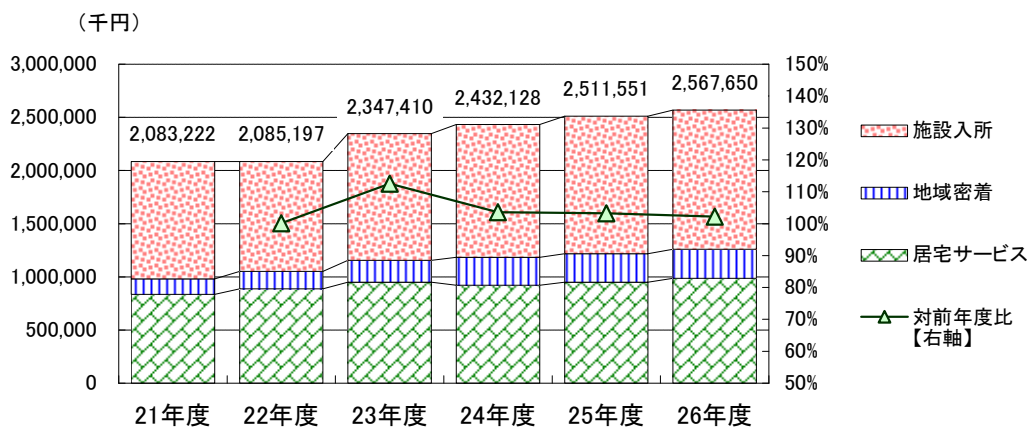
要介護1から5の方を対象とする介護給付の利用者数については、平成23年の1,195人（年度平均値）から平成26年の1,264人へ5.8%増加の見込みです。

また、介護給付費は、平成23年度の23億4,741万円から平成26年度には25億6,765万円へ9.4%の増加を見込みました。

【介護給付】サービス利用者数の推移と第5期計画期間中の見込み



【介護給付】介護給付費の推移と第5期計画期間中の見込み

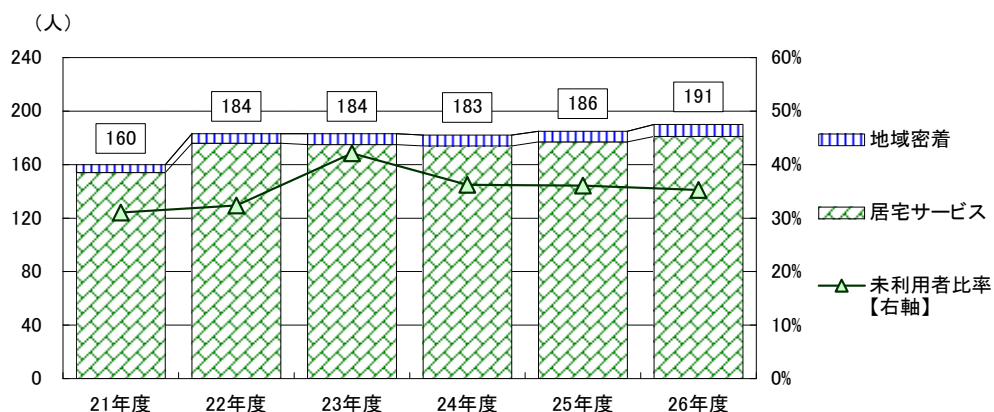


予防給付の見込み

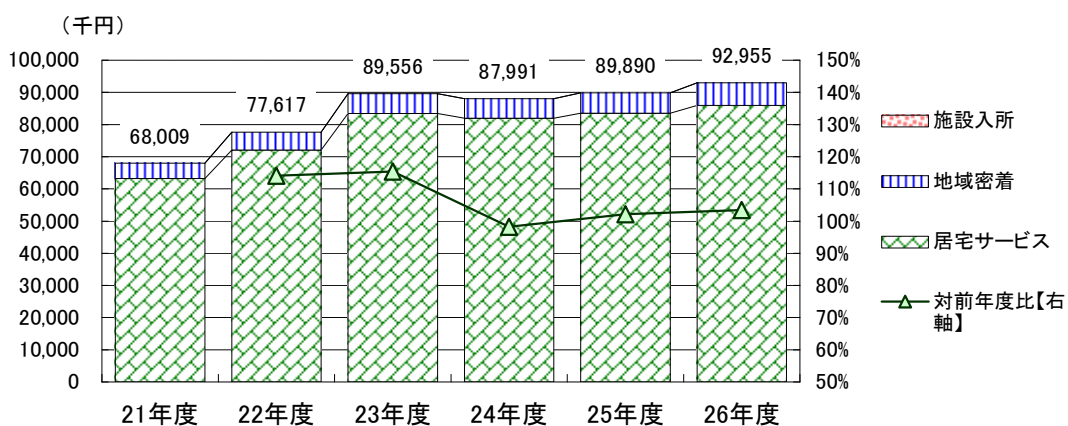
要支援1と2の方を対象とする予防給付の利用者数については、平成23年の184人（年度平均値）から平成26年の191人へ3.8%増加する見込みです。

また、予防給付費は、以下のとおり平成23年度の8,956万円から平成24年度には減少するものの、平成26年度には9,296万円へほぼ横ばいの推移を見込みました。

【予防給付】サービス利用者数の推移と第5期計画期間中の見込み



【予防給付】予防給付費の推移と第5期計画期間中の見込み



6. 第5期計画の保険料

標準給付見込額

介護サービス費用の自己負担分（1割）を除く保険給付費及び施設入所者の食費補助などを合計した標準給付費見込額について、平成24年度から26年度の3か年合計で81億7,100万円を見込みました。

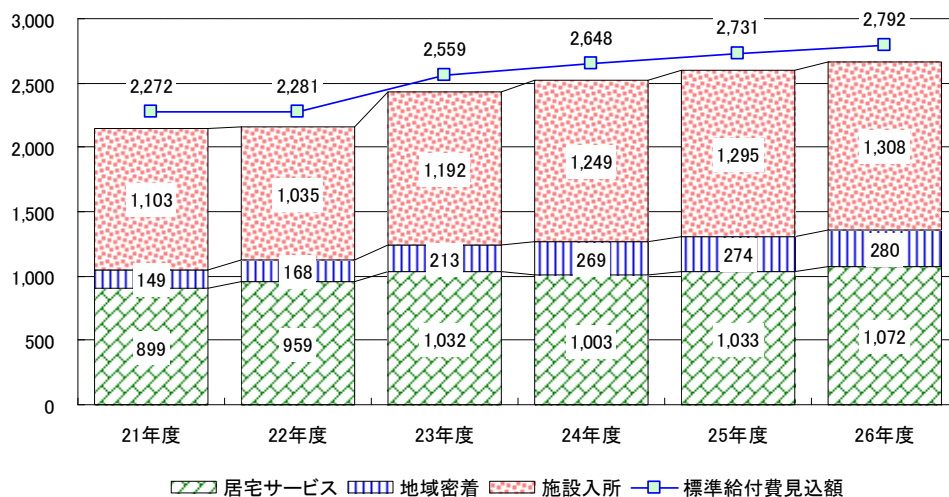
第5期事業計画期間における標準給付費見込額

(百万円)

	24年度	25年度	26年度	3か年合計
居宅サービス給付費	1,003	1,033	1,072	3,108
地域密着型サービス給付費	269	274	280	822
施設サービス給付費	1,249	1,295	1,308	3,852
特定入所者介護サービス費等給付額	87	88	89	264
高額介護サービス費等給付額	34	35	35	104
高額医療合算介護サービス費等給付額	5	5	5	14
審査支払手数料	2	2	2	7
標準給付費見込額	2,648	2,731	2,792	8,171

標準/介護給付費の推移と見込み

(百万円)



第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料基準額

①第1号被保険者保険料基準額の算出方法

第1号被保険者の保険料基準額は、平成24～26年度の3か年における標準給付費見込額（約81億7,100万円）と地域支援事業費見込額（約2億4,500万円）の合計額の一定割合（21%）を、所得段階別負担割合で調整した平成24～26年度の第1号被保険者延べ人数で除して求められます。

標準給付費などの基本的財源比率

標準給付費＋地域支援事業費の3か年合計額 約84億1,600万円					
市町村負担	都道府県負担	国負担	調整交付金	第1号被保険者の保険料	第2号被保険者の保険料
12.5%	12.5% (17.5%)	20% (15%)	5%	21%	29%

注：（ ）内は、施設サービス給付費の負担割合

②第1号被保険者の保険料段階の設定

第5期計画中の第1号被保険者保険料基準額を設定するに当たり、国から、下記に示す変更点、影響及び段階設定の考え方に留意する必要があることが示されました。

○保険料の上昇の抑制について

- ・ 財政安定化基金（都道府県設置）の取り崩し
- ・ 保険給付費支払準備基金（保険者設置）の取り崩し

○負担能力に応じた保険料負担について

- ・ 第3段階の細分化
- ・ 特例第4段階の継続
- ・ 第5段階以上の多段階設定

市では、所得段階の多段階化として、第4期計画において延べ10段階設定を行ってきました。第5期計画においては、従来の特例第4段階（新第5段階）を継続すると共に、第3段階の細分化（新第3段階と新第4段階）を行い、比較的所得の低

い層の負担軽減を図る保険料負担方式をとります。

こうした考え方にに基づき、以下のとおり第1号被保険者保険料を設定しました。

所得段階別保険料率と保険料額

所得段階	対象者	保険料率	保険料額	
			月額	年額
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人	×0.50	2,050円	24,600円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	×0.50	2,050円	24,600円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1・2段階に該当しなく、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の人	×0.60	2,460円	29,520円
第4段階	世帯全員が住民税非課税で、第1・2段階に該当しなく、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	×0.75	3,075円	36,900円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	×0.90	3,690円	44,280円
第6段階 【基準額】	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人	×1.00	4,100円	49,200円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	×1.20	4,920円	59,040円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	×1.25	5,125円	61,500円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上350万円未満の人	×1.50	6,150円	73,800円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の人	×1.60	6,560円	78,720円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	×1.70	6,970円	83,640円